

2026年6月18日

各 位

会社名： 三井住友建設株式会社
代表者名： 代表取締役社長 柴田 敏雄
問合せ先： 法務部長 横山 勝
(03-4582-3000)

当社に対する損害賠償請求訴訟の判決に関するお知らせ

三井不動産レジデンシャル株式会社（以下「原告」といいます。）より提起されていた損害賠償請求訴訟（以下「本訴訟」といいます。）について、東京地方裁判所より2026年6月17日付で判決（以下「本件判決」といいます。）の言渡しがありましたので、お知らせいたします。

なお、本訴訟につきましては、東京証券取引所において、2017年12月8日付「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」、2018年7月13日付「現在係争中の訴訟に係る訴えの変更に関するお知らせ」、2022年10月18日付「現在係争中の訴訟に係る訴えの変更に関するお知らせ」及び2025年4月7日付「当社に対する訴訟の経過に関するお知らせ」にて開示したとおりです。過去の開示情報については当社ホームページにも掲載しておりますので、そちらもご参照ください。

記

1. 判決言渡しがあった日

2026年6月17日

2. 本訴訟の提起から判決言渡しに至るまでの経緯

原告は、原告及び株式会社明豊エンタープライズが発注し、当社が元請負人として施工した横浜市所在のマンション（以下「本件マンション」といいます。）に関して、基礎（杭工事）の不具合及び施工記録データの流用があり、そのため本件マンションの全棟の建替を余儀なくされたとして、2017年11月28日付、当社及び杭施工会社2社に対し、約459億円の損害賠償を求める本訴訟を、東京地方裁判所に提起しました。訴額については、その後、原告の訴えの変更によって、約506億円に変更されております。

本訴訟については、民事調停に付され、本訴訟の審理と並行して調停協議を行っておりましたが協議は調わず、東京地方裁判所から2025年3月13日付で民事調停法第17条に基づく調停に代わる決定（以下「本件17条決定」といいます。）がなされました。これに対し、2025年3月21日付で他の当事者より民事調停法第18条第1項に基づく異議の申立てがなされたため、同条第4項に基づき、本件17条決定は効力を失いました。

その後、引き続き本訴訟の審理が行われ、2025年12月25日付で本訴訟の弁論は終結し、2026年6月17日付で本件判決の言渡しがありました。

3. 本訴訟を提起した者（原告）の概要

- | | |
|---------------|--------------------|
| (1) 名称 | 三井不動産レジデンシャル株式会社 |
| (2) 所在地 | 東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 嘉村 徹 |

4. 本件判決の内容

本件判決は、当社及び杭施工会社2社に対し、原告に対する賠償の支払いを命ずるものです。当社に対する関係は下記のとおりです。

被告当社は、原告に対し、杭施工会社2社と連帯して1,343,665,483円及びこれに対する

平成 19 年 11 月 30 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

5. 今後の見通し

本件判決に対する対応については、当社としては控訴する方針で検討を進めており、今後も適切に対応する所存です。

また、本件判決による当社業績への影響につきましては現在精査中です。

以 上